

那覇市立小中学校図書管理システム及びパソコン等機器類賃貸借契約書

那覇市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、乙所有の小中学校図書管理システム及びパソコン等機器類（以下「機器類」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 本契約の要項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）件名 那覇市立小中学校図書管理システム及びパソコン等機器類賃貸借契約
- （2）機器類 別紙1「契約明細書」のとおり
- （3）賃貸借期間 令和6年9月1日から令和11年8月31日まで
- （4）契約金額 円（消費税及び地方消費税額込み）
- （5）納入先 別紙2「納入先一覧」のとおり
- （6）契約保証金 円

（法令等の遵守）

第2条 甲及び乙は、本契約に基づき実施する全ての事項において、日本国国内法令及び、那覇市条例及び規則等を遵守し、これに違反してはならない。

（業務の範囲）

第3条 機器類の賃貸借及び保守管理業務の範囲は「賃貸借仕様書」に定めるとおりとし、乙は甲の業務に支障をきたさないよう努めるものとする。

（賃貸借料）

第4条 賃貸借料の年額及び月額は、別紙3「支払明細表」に記載した金額のとおりとする。

- 2 1月末満の端数が生じた場合は、当該月の日数を分母とする日割り計算により算出する。

（賃貸借料の請求及び支払）

第5条 乙は、賃貸借料について、使用月の翌月初めに請求を行い、甲は、適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

- 2 甲の責めに帰すべき事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙は、支払期日の翌日から支払日まで、その請求金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。
- 3 天災その他やむを得ない理由による場合は、遅延日数に算入しないものとする。

(乙の所有権表示)

第6条 乙は、機器類に乙の所有に属する旨の表示を行う。

2 甲は、前項の表示を汚したり、取り外してはならない。

(機器類の改造及び移設)

第7条 甲は、次に定める項目について、予め乙の文書による承諾を必要とする。

(1) 機器類を改造する場合

(2) 機器類を他の学校等に移設する場合

(秘密保持)

第8条 甲及び乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約の履行に関連して知り得た相手方の業務上の秘密を、本契約期間中のみならず本契約終了後も第三者に漏洩しないものとする。

(個人情報の取り扱い)

第9条 本契約における個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び別紙4「個人情報の取扱いを定める特約」を遵守しなければならない。

(契約の譲渡禁止)

第10条 甲及び乙は、本契約に基づいて生ずる権利又は義務を第三者に譲渡しないものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙に次の号のいずれかに該当する事由が生じた場合には何ら催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第2条に記載された法令遵守ができなかった場合

(2) 重大な過失又は背信行為を受けた場合

(3) 支払の停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続き開始、民事再生法手続き開始、会社更生法手続き開始、特別清算開始の申立があった場合

(4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(5) 公訴公課の滞納処分を受けた場合

(6) その他前号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

2 甲は、乙が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 乙、乙との間にこの契約にかかる業務委託契約を締結するものが暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1項第1号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、甲はこの契約を解除することができる。

(損害賠償)

第12条 甲または乙が本契約の債務不履行により、相手方に損害を与えた場合、甲乙間で損害の回復について誠意を持って協議するものとする。

2 甲または乙が本契約に違反したことにより相手方に損害を与えた場合は、甲または乙は、本契約の解除の有無に関わらず、本契約に違反した者に対して損害賠償を請求することができるものとする。ただし、間接損害、または当事者の責に帰すことができない事由によって生じた直接損害については、賠償責任を負わないものとする。

3 損害賠償額については、甲乙協議のうえ、本契約の対価を限度として賠償責任を負うものとする。

(特約事項)

第13条 本契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年那覇市条例第41号）第2条第1項の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結日に属する年度の翌年度以降において、当該契約にかかる甲の歳出予算において減額または削除があった場合、甲は、本契約を変更または解除することができる。

(機器類の引き取り)

第14条 第1条、第11条及び第13条により、この契約が終了し、または解除された場合、甲は機器類を速やかに乙に返還しなければならない。

2 機器類の引き取りにかかる費用は乙が負担する。

3 乙は機器類を引き取る際、機器類に含まれた情報を完全に消去し、証明書を発行しなければならない。その作業に当たって知得した情報を外部にもらし、または他の目的に利用してはならない。

(管轄裁判所)

第15条 本契約に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の決定等)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約の条項に疑義が生じた場合は、各種関係法令及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）によるもののほか、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

令和6年 月 日

那霸市泉崎1丁目1番1号

甲： 那霸市

那霸市長 知 念 寛

乙：

別表1 契約明細書

	品名	数量 (1校)	合計 (53校)
1	司書用デスクトップパソコン	1	53
2	児童・生徒用デスクトップパソコン	2	106
3	ハンディターミナル	-	8
4	バーコードリーダー (司書用+児童・生徒用)	3	159
5	カラーインクジェットプリンタ	1	53
6	【SiCSP 教育機関専用】 Office LTSC Professional Plus2021 (司書用)	1	53
7	一太郎 Pro4 インストールメディア	-	1
8	【教育機関用】 Windows Server2022 1-Device CAL	3	159
9	図書管理システム	1	53

別表2 納入先一覧

小学校（36校）

	学校名	郵便番号	所在地	電話
1	安謝小学校	900-0003	那覇市安謝2丁目15番28号	098-917-3301
2	城東小学校	903-0804	那覇市首里石嶺2丁目74番地の1	098-917-3302
3	城北小学校	903-0804	那覇市首里石嶺1丁目162番地	098-917-3303
4	城西小学校	903-0816	那覇市首里真和志町1丁目5番地	098-917-3304
5	城南小学校	903-0814	那覇市首里崎山町4丁目35番地の2	098-917-3305
6	真嘉比小学校	902-0068	那覇市字真嘉比1丁目17番地1号	098-917-3306
7	泊小学校	900-0012	那覇市泊2丁目23番地の9	098-917-3307
8	大道小学校	902-0066	那覇市字大道146番地の1	098-917-3308
9	松川小学校	902-0062	那覇市松川1丁目7番1号	098-917-3309
10	識名小学校	902-0078	那覇市識名2丁目2番1号	098-917-3310
11	壺屋小学校	900-0013	那覇市牧志3丁目14番12号	098-917-3311
12	若狭小学校	900-0031	那覇市若狭2丁目16番1号	098-917-3312
13	神原小学校	900-0022	那覇市樋川2丁目7番1号	098-917-3315
14	真和志小学校	902-0064	那覇市寄宮3丁目1番1号	098-917-3316
15	与儀小学校	902-0076	那覇市与儀1丁目1番1号	098-917-3317
16	城岳小学校	900-0023	那覇市楚辺2丁目1番1号	098-917-3318
17	天妃小学校	900-0033	那覇市久米1丁目3番2号	098-917-3319
18	開南小学校	900-0021	那覇市泉崎1丁目1番6号	098-917-3320
19	垣花小学校	900-0027	那覇市山下町17番1号	098-917-3321
20	小禄小学校	901-0152	那覇市字小禄1150番地	098-917-3322
21	高良小学校	901-0145	那覇市高良2丁目12番1号	098-917-3323
22	宇栄原小学校	901-0152	那覇市字小禄1066番地	098-917-3324
23	松島小学校	902-0061	那覇市古島2丁目30番地の12	098-917-3325
24	古蔵小学校	900-0024	那覇市古波蔵1丁目33番1号	098-917-3326
25	上間小学校	902-0077	那覇市長田2丁目11番60号	098-917-3327
26	大名小学校	903-0802	那覇市首里大名町1丁目49番地	098-917-3328
27	石嶺小学校	903-0804	那覇市首里石嶺町4丁目360番地の8	098-917-3329
28	仲井真小学校	902-0074	那覇市字仲井真173番地	098-917-3330
29	金城小学校	901-0155	那覇市金城4丁目3番地の1	098-917-3331
30	曙小学校	900-0002	那覇市曙2丁目18番地1号	098-917-3332
31	小禄南小学校	901-0152	那覇市小禄4丁目14番の1	098-917-3333
32	真地小学校	902-0072	那覇市字真地313番地	098-917-3334
33	さつき小学校	901-0153	那覇市宇栄原1丁目12番1号	098-917-3335
34	銘苺小学校	900-0004	那覇市銘苺2丁目3番20号	098-917-3336
35	天久小学校	900-0005	那覇市天久1丁目4番1号	098-917-3337
36	那覇小学校	900-0016	那覇市前島1丁目7番1号	098-917-3339

中学校 (17校)

	学校名	郵便番号	所在地	電話
1	安岡中学校	900-0004	那覇市銘苅3丁目10番26号	098-917-3401
2	首里中学校	903-0806	那覇市首里汀良町2丁目55番地	098-917-3402
3	真和志中学校	902-0066	那覇市字大道158番地	098-917-3403
4	石田中学校	902-0071	那覇市繁多川5丁目17番1号	098-917-3404
5	那覇中学校	900-0032	那覇市松山2丁目24番地1号	098-917-3405
6	上山中学校	900-0033	那覇市久米1丁目3番1号	098-917-3406
7	神原中学校	900-0022	那覇市樋川2丁目8番1号	098-917-3407
8	寄宮中学校	902-0077	那覇市長田1丁目13番65号	098-917-3408
9	古蔵中学校	900-0024	那覇市古波蔵4丁目8番1号	098-917-3409
10	小禄中学校	901-0153	那覇市字宇栄原2丁目23番1号	098-917-3410
11	松島中学校	902-0061	那覇市古島2丁目11番地の2	098-917-3411
12	城北中学校	903-0804	那覇市首里石嶺町1丁目112番地	098-917-3412
13	鏡原中学校	901-0151	那覇市鏡原町36番1号	098-917-3413
14	松城中学校	902-0071	那覇市繁多川3丁目15番1号	098-917-3414
15	仲井真中学校	902-0074	那覇市字仲井真189番地	098-917-3415
16	金城中学校	901-0155	那覇市金城4丁目4番地の1	098-917-3416
17	石嶺中学校	903-0804	那覇市首里石嶺町2丁目109番地	098-917-3417

別表3 支払明細表

契約金額

円（消費税及び地方消費税額込み）

対象期間	月数	月額	年額
令和6年9月～令和7年3月	7		
令和7年4月～令和8年3月	12		
令和8年4月～令和9年3月	12		
令和9年4月～令和10年3月	12		
令和10年4月～令和11年3月	12		
令和11年4月～令和11年8月	5		

※表中の金額は全て消費税及び地方消費税込み